

『金融研究』（第23巻法律特集号）所収論文の紹介

日本銀行金融研究所では、その研究成果を広く外部に公表することを狙いとして、『金融研究』^(注1)を発行している。以下は、第23巻法律特集号（平成16年8月発行）所収論文^(注2)の要約を紹介したものである。

「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会」報告書

本稿は、「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会」（メンバー＜五十音順、敬称略＞：安念潤司、岩原紳作、神田秀樹、北村行伸、佐伯仁志、櫻井敬子、塩野宏＜座長＞、道垣内弘人、福田慎一、事務局：日本銀行金融研究所）の報告書である。

現在、わが国をはじめ多くの国々において、国家または中央銀行が発行する貨幣または銀行券を法定の「通貨」とし、こうした「通貨」の発行は国家および中央銀行が独占的に行うこととする、という制度が採られている。

他方、歴史的な経緯や近年における特徴的な動きとして、例えば、国家や中央銀行が「通貨」を発行するよりもはるか以前から通貨としての機能を有するものは存在してきたこと、国家や中央銀行が発行する「通貨」以外のものも支払手段として広範に使われてきていること、国家の枠組みと「通貨」の発行・流通の範囲が一致しない事例がみられること、いわゆる地域通貨

を発行し流通させようとする動きが目立ってきていること、を指摘できる。

本報告書では、なぜ国家や中央銀行が独占的な「通貨」発行を行うようになったのか、国家や中央銀行の発行する「通貨」の特徴や存在意義はどのような点にあるのか、国家の枠組みを越えて「通貨」の発行・利用が行われる場合に問題が生じることはないのか、いわゆる地域通貨は国家や中央銀行の発行する「通貨」とどのような関係に立つものなのか、といった諸問題について、法的観点を中心として経済学的あるいは歴史的観点も交えながら検討を行っている。

まず、第II章において、わが国および海外における現行の通貨発行制度を概観し、第III章において、国家または中央銀行が通貨発行を独占するに至った歴史的経緯および民間主体による競争的な銀行券発行の事例を概観したうえで、国家または中央銀行による独占的通貨発行の意義について検討している。第IV章では、国家の「通貨高権」という考え方とこれとの関係でみた中央銀行による銀行券発行の位置づけについ

(注1) 『金融研究』所収論文の内容や意見は執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。なお、『金融研究』第23巻法律特集号（定価1,050円）は、ときわ総合サービス（株）より販売（詳しくは、巻末の「刊行物一覧」をご覧下さい）。

(注2) 所収論文は、日本銀行金融研究所ホームページ（<http://www.imes.boj.or.jp/>）「発表論文等」コーナーにも掲載されている。

て検討を行い、第V章では、「通貨」の発行に伴うシニヨレッジ（通貨発行益）を巡る議論を整理している。また、第VI章では、「法貨」とその「強制通用力」という概念や、これとの比較でみた法貨以外の支払手段の特徴等について分析している。続いて、第VII章では、ドル化および通貨統合について、第VIII章ではいわゆる地域通貨について検討を行っている。そして、最後に、中央銀行が引き続き通貨発行機能を担つていくうえで留意していくべきと思われる事柄を整理し、結びとしている。

通貨偽造罪の研究

佐伯 仁志

通貨の出現は、通貨偽造の出現を意味する、といわれる。国家は、古くから、通貨偽造の処罰に強い関心を抱いてきた。本稿では、わが国の通貨偽造罪について、過去から現在に至る歴史と犯罪現象を概観したうえで、現行法の解釈を検討し、さらに、通貨偽造罪の将来を展望するための検討を行った。

まず、古代の和銅年間から現在に至るまでのわが国における通貨偽造罪の法制面の歴史と、明治期以降の通貨偽造罪に関わる犯罪発生状況を概観している。そのうえで、現行刑法における通貨偽造罪の主な解釈問題について検討している。すなわち、通貨偽造罪の保護法益、客体、偽造・変造の意義、行使・行使の目的の意義等を検討するとともに、外国通貨の偽造、偽造通貨等の収得、偽造通貨の後知情行使、通貨偽造等準備についても検討を加えている。さらに、通貨偽造罪の将来を展望するための検討として、電子マネーおよび地域通貨の偽造の問題をとりあげて、検討を行っている。

法・言語・貨幣

— ソフト・ローの観点からの研究ノート —

中里 実

本稿は、貨幣または金銭について、公的・国家的な視点と私的・市場的な視点を結合させて考えるという観点から、金銭の特質や、金銭、言語、法の共通性およびこれらに関連するいくつかの論点について検討を加えた研究ノートである。

本稿における検討の一端を示せば次のとおりである。近代的な意味の租税は、金銭の存在を前提としている。金銭の本質は、将来の任意の時期に、任意の人との間で、任意の実物資産と交換できるオプション権であり、この金銭のオプションの価値は、金銭に法律によって強制通用力が与えられているか否かにかかわらず、終局的には、人々の間の暗黙の合意（ソフト・ロー）によって与えられていると考えることができる。金銭、言語、法は、人々がそれを信じるからこそ妥当する、人々の合意がなければ国家といえども現実には強制できない、という点で類似している。また、3者は、ネットワーク外部性があること、利用者の範囲が限定され一種の管轄権が存在するが、技術の発展を背景として互換性が追求されること、においても共通している。

「組織形態と法に関する研究会」座談会の模様

本稿は、「組織形態と法に関する研究会」（メンバー＜五十音順、敬称略＞：伊藤秀史、岩村充、宇賀克也、神作裕之、神田秀樹、北村行伸、能見善久、藤田友敬、前田庸＜座長＞、増井良啓、事務局：日本銀行金融研究所）の活動を締め括る座談会（2003年10月24日）の模様を取りまとめたものである。

企業活動をはじめとする各種の共同事業のために、法によって、法人、組合その他の様々な組織形態が設けられているが、近時、こうした組織形態に関する法制度については、新しい組織形態（特定目的会社、中間法人、弁護士法人等）の創設、特定の事業に関し利用できる組織形態の範囲の拡大（証券取引所の株式会社化等）等、組織形態の多様化・流動化とでもいべき動きが生じており、またそれを受けた組織にわたる税制面においても新たな動き（特定目的会社に対する導管課税等）がみられる。こうした中にあって、企業活動その他の共同事業の円滑化を図る観点から、組織形態に関する法規整（私法ルールや課税ルール）はいかにあるべきか、組織形態に関する近時の立法の背後に理論的・政策的整合性を見出しえるか等といった点が問

題となる。

「組織形態と法に関する研究会」では、このような問題意識に基づき、組織形態に関する法規整のあり方について検討を行い、その成果は、『「組織形態と法に関する研究会」報告書』として、既に公表されている（2003年10月日本銀行金融研究所ホームページへの掲載等により公表。その後、『金融研究』第22巻第4号<2003年12月>に掲載）。

本座談会は、上記報告書の公表後、2003年10月24日に、「組織形態と法に関する研究会」の活動を締め括る趣旨から、同研究会メンバーの先生方に、研究会における議論や報告書の意義、今後の研究課題等を話し合って頂くため開催したものである。